**仕様書**

1. **委託事業名**

大学生期における消費者教育推進事業

1. **事業の趣旨・目的**

令和4年4月の改正民法の施行により、すべての学生が成人となる大学等においては、高等学校段階までに身に付けた知識等を踏まえ、一人ひとりの学生が、契約に関する知識や契約に伴う権利、責任並びに消費者として主体的に判断し、責任をもって行動できる能力を高める機会を持つことが重要である。

また、次代の社会、経済を担う成人として、SDGｓの概念を理解し、主体的に「消費者市民社会」の形成に参画するための資質を習得できるよう、授業や社会貢献活動などの様々な活動において、消費者の視点を踏まえた教育を推進することが求められている。

府では、「大阪府消費者基本計画（第２期）」に基づき、同世代や年下の若者等に対する消費者教育の担い手となる「消費者教育学生リーダー」の育成を通じて、自立した判断能力を備え、人や社会、環境等に配慮した行動を取ることができる能力を備えた大学生等の育成に取り組んでいる。

大学生期における消費者教育推進事業では、消費者教育・啓発活動等に積極的に参加することで、このような能力を有し活動することができる大学生を育成する。

|  |
| --- |
| **【参考】****○「消費者教育」「消費者市民社会」の定義**（消費者教育の推進に関する法律）第二条 この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。 ２ この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。**○「大阪府消費者基本計画（第２期）」＜基本目標３　消費者教育の推進＞**（2）ライフステージに応じた多様な場における消費者教育の推進〔2〕大学等における消費者教育（抜粋）府では、消費者教育・啓発活動に積極的に参加し、同世代や年下の若者等に対する消費者教育の担い手となる「消費者教育学生リーダー」の育成を通じて、自立した判断力を備え、人や社会、環境に等に配慮した行動を取ることができる能力を備えた大学生等の育成に努めます。**○消費者教育において、大学生などの若者が身に付ける能力のイメージ**別添「大阪府　消費者教育の取組に関するイメージマップ（ライフステージに応じた身に付ける能力の考え方）」参照 |

**3.　履行期間**

令和４年７月中旬頃（予定）～令和５年３月１５日（水）

**4.　委託金額の上限額**

４，５０７，０００円（税込）

**5.　事業内容及び提案を求める事項**

事業の趣旨・目的を達成するため、消費者問題及び消費者教育・啓発活動に関心のある大学生を募り、「大阪府消費者教育学生リーダー」養成講座を実施する。講座の受講及びボランティア活動の実績が認められた大学生に対して、大阪府が大阪府消費者教育学生リーダーに認定するための事務手続き等を行う。また、講座修了者で構成される「大阪府消費者教育学生リーダー会」（以下、「リーダー会」という。）による交流会の実施など大学生間ネットワーク形成を促進し、大学生が消費者問題に関する啓発等を実践するとともに、その活動が自発的かつ継続的に行われるための指導等を行う。

コロナ禍でのオンライン（オンデマンド）形式での講座実施を想定し、いわゆる「デジタルネイティブ」である大学生にとって魅力ある講座を実施するとともに、大学や事業者団体等の協力機関と連携して大学生の自発的・継続的な消費者教育・啓発活動を促進及び支援するため、以下の（１）から（４）の提案を求める。

|  |
| --- |
| **【参考】****○事業のイメージ**別添１「大学生期における消費者教育のイメージ図」参照 |

**（１）大阪府消費者教育学生リーダー（消費者教育・啓発に関する大学生のリーダー）養成講座応募者の確保**

多様な大学から消費者問題及び消費者教育・啓発活動に関心のある大学生を募り、大阪府消費者教育学生リーダー養成講座の受講者を確保する。消費者問題及び消費者教育・啓発活動に関心のある大学生を、大学内ネットワーク、ボランティアサイト、行政機関や各種情報ポータルサイト等、様々な媒体に掲載して募る。

|  |
| --- |
| **提案を求める事項（１）**大阪府消費者教育活動リーダー養成講座に消費者問題等に関心のある学生の応募者を確保するための具体的な有効的手段の提案を求める。【留意事項】・提案内容については以下（例）のとおり具体的に記載すること。〈例〉多様な大学と連携し、学生に対して受講の動機付けとなるよう、「単位認定できる講座を受講することで大阪府消費者教育学生リーダー養成講座に参加したものとみなす仕組みづくり」を行う。・上記を実行するための経費はすべて見込むこと。 |

**（２）大阪府消費者教育学生リーダー（消費者教育・啓発に関する大学生のリーダー）養成講座のオンライン（オンデマンド）形式による実施**

①　SDGｓなど消費者問題等に関する講座をオンライン（オンデマンド）形式で実施する。

|  |
| --- |
| **【事業実施にあたっての考え方】**消費者教育・啓発のリーダーとして身に付けておくべき力は、消費者として自立した自主的・合理的な判断、行動のできる知識を有していること、消費者市民社会の実現に向け活動を行うことができる実践力である。SDGｓなど消費者行政の最新の課題や大学の現状及び大学生の特徴等を踏まえ、消費者教育・啓発に関する大学生のリーダーとして活躍できる者を養成するための工夫をした講座を実施することが必要である。 |

②　①の講座に参加し、消費者問題に関する教育・啓発活動のボランティア活動に参加した大学生について、その実績と府内で活動する意思が認められた場合、大阪府が大阪府消費者教育学生リーダー認定を行うため、認定にかかる事務手続きを行う。

なお、大阪府消費者教育学生リーダー認定の基準は、以下のとおりである。

【基準】

以下の要件をすべて満たした者をリーダーとして認定する。

（１）大学生期における消費者教育推進事業の大阪府消費者教育学生リーダー養成講座の全課程を修了した者

（２）以下のいずれかのボランティア活動に１つ以上参加した者

①消費者教育に関するイベント等の企画・運営

②消費者教育のファシリテーター

③消費者教育に関するティーチング・アシスタント（ＴＡ）

④幼小中高校、大学、市民を対象にした消費者教育の企画・運営

⑤消費者教育スキルアップ研修の企画・運営

⑥消費者教育に関する教材、コンテンツ、ＰＲパンフレット等の企画・制作

⑦大学生に向けた被害にあわないための消費者教育

⑧その他の消費者教育

（３）「大阪府消費者教育学生リーダー会」に登録した者

|  |
| --- |
| **提案を求める事項（２）****①について**　　オンライン（オンデマンド）形式での講座の実施にあたっては、いわゆる「デジタルネイティブ」世代の大学生にとって魅力ある講座の実施手法や、講座修了まで継続して受講することができるような仕組みを検討する。応募した大学生が自主的・合理的に判断・行動できる自立した消費者となるための知識や消費者市民社会の意義などを身に付け、今後、消費者教育・啓発のリーダーとして活動できるような人材となるための基礎的な知識の習得を図るため、講座の効果的な実施方法についての提案を求める。【留意事項】・講座回数は４回以上とし、内容の異なるものを実施すること。オンライン会議ツール使用料やプログラム開発費等、講座実施にあたっての経費はすべて見込むこと。・それぞれの講座のテーマとねらい、講師の選定方法・方針（講師名の記載は不要）、研修の手法、予定回数等について、できるだけ具体的に記載すること。（講座は、③の「大阪府消費者教育学生リーダー」認定の要件となっていることを踏まえた内容とすること。）　〈記載例〉講座のテーマ：消費者教育・消費者市民社会の基本理念　　　　　　講座のねらい：消費者教育推進法の概要と消費者市民社会の考え方の理解を図る　　　　　　講師の選定方法・方針：消費者教育を専門とする大学教員を選定　　　　　　講座の手法：オンライン会議ツールを活用したウェブ開催　　　　　　実施回数：１回　〈テーマ例〉「消費者市民社会について」、「大学生期における消費者トラブル」、「消費者関連法の基礎知識」、「自分たちにできる活動（ボランティア論）」　など・新型コロナウイルス感染について未然・拡大防止のため、オンライン（オンデマンド形式）による講座を実施。・講座の運営について、当初の計画に変更が生じた場合は、事前に大阪府と調整すること。・府内における消費者問題の特徴や府内大学の現状、大学生の特徴、ボランティア活動の実態等を踏まえ、同世代間及び地域における消費者教育の担い手となるため、どのような人材を育成するか、その具体的なイメージを記載すること。・１年間の受講者数の目標は、延べ100人以上とすること。　**②について**契約期間中に認定する大阪府消費者教育学生リーダーの認定目標人数を記載すること。なお、本年度における同リーダーの認定目標数は25名以上とすること。【参考】・令和３年度末現在、リーダー会への登録者数は139名で、そのうち大阪府消費者教育学生リーダーの認定者数は131名である。・大阪府としては、リーダー会を構成する大学生の所属する大学の数について、将来的には（令和３年度中とは限りません）25大学以上となることを目指している。これを達成するための取組方策について、できるだけ具体的に記載すること。なお、令和３年度末現在の構成大学数は21大学である。 |

**（３）デジタルコンテンツ（令和２年度にリーダー会が制作した消費行動に関するウェブゲーム）等を活用し、大学生に効果的な消費者教育・啓発活動の実践を促すための支援**

（１）のリーダーを目指してリーダー会に登録している大学生及び大阪府消費者教育学生リーダーとなった大学生が、同じ大学の学生や他大学の学生とグループを組んで、学内及び地域で消費者問題に関する教育・啓発活動の実施や活動を行うための教材、コンテンツ、ＰＲパンフレット等の企画・制作支援を行う。

大学生への支援としては、大学生の自主性・主体性を尊重しつつ、啓発活動の動機づけとなるインセンティブの提供や、成功体験として大学生の中で蓄積されるようアドバイスを行う等、様々な支援が考えられる。

|  |
| --- |
| **【参考】****○令和２年度にリーダー会が制作した消費行動に関するウェブゲーム**別添２「私たちが作ったWebゲームを紹介します！～「そのときあなたはどうする？」ゲーム～」参照 |

（大学生が行う活動例）

・消費者教育・啓発に関する大学構内でのポスターやリーフレット等の作成、掲示・配置

　・消費者問題啓発チラシやデジタルコンテンツの作成・配信

　・幼小中高校、大学、市民を対象にした消費者教育に関する教材、デジタルコンテンツ、ＰＲパンフレット等の企画・制作

　・ＳＮＳ等を活用した消費者教育に関する教材、コンテンツの発信

　・大学祭における演劇等による消費者問題啓発

・地域社会や企業等と連携した一般府民向け啓発活動　　等

|  |
| --- |
| **提案を求める事項（３）**大学生の特徴、啓発活動の実態及びリーダー会の状況等を踏まえ、大学生が実施する消費者教育・啓発に関する活動のための効果的な支援策の提案を求める。【留意事項】・大学生が実施する消費者教育・啓発に関する活動の実施にあたっての経費はすべて見込むこと。（デジタルコンテンツのシステム開発、ポスターの印刷代等）・大学生が行うことが想定される活動内容について、具体的に記載すること。・デジタルコンテンツ（令和２年度にリーダー会が制作した消費行動に関するウェブゲーム）を活用した効果的な啓発手法について具体的に記載すること。・できる限り、大学生が啓発活動で実体験し充実感を持てる内容となるよう工夫すること。・その活動内容に対して、どのような考え方や内容で支援を行うか（大学生の交通費支援等を含む）できるだけ具体的に記載すること（支援を行うにあたっては、大学生が研修中であるため、啓発活動において誤った情報を発信する等により大学や府民との間でトラブルを起こすことなく、適法かつ適切に成功体験を積むことができるよう指導すること）。・大学生が行う啓発活動を通じて、リーダー会において先輩が後輩を育てるための仕掛けなど、人材育成の好循環のためにどのような支援を行うかできるだけ具体的に記載すること。 |

**（４）リーダー会による大学生間ネットワークの形成促進**

リーダー会による大学生間ネットワークの形成を促進するための取組みを行う。大学生間ネットワークの形成促進に寄与するものであれば、その形式は問わない。

「大阪府消費者教育学生リーダー会」登録者が大学卒業後においても活動の意思を把握する必要があることから、登録者に確認し最新の名簿に更新すること。

|  |
| --- |
| **提案を求める事項（４）**大学生間ネットワーク形成促進のための取組みの実施方法について、府内の大学の実態や大学生の特徴及びリーダー会の状況等を踏まえ、有効な実施方法を提案すること。また、「大阪府消費者教育学生リーダー会」登録者への情報提供、登録者間の情報交換等に必要な名簿を適宜更新する。【留意事項】・認定された大阪府消費者教育学生リーダー及び平成28年度に発足したリーダー会について、将来的には自立して行動し、受託者の支援がなくても自発的・継続的に活動が行われていくよう、また、リーダー会において先輩が後輩を育てるなどの人材育成の好循環のためにどのような仕掛けを作り、及びどのように運営していくか（検討会、交流会、意見交換会等、その形式は問わない。）、また、事業完了後にどのように発展していくことを目指しているかなどできるだけ具体的に記載すること。・リーダー会が自発的・継続的に活動するため、「大阪府消費者教育学生リーダー会」登録者の活動状況を把握し適宜最新の名簿に更新するための方法を記載すること。 |

**6．提案にあたっての留意点（（１）～（４）共通）**

・事業の趣旨・目的を十分に理解した上で提案を行うこと。

・「消費者教育の推進に関する法律」に定義されている「消費者市民社会」の意義及び「SDGｓ」の概念を理解し、事業に反映させること。

・事業の実施は、新型コロナウイルス感染について未然・拡大防止に配慮しオンライン会議ツールを活用した方法等で行うこと。

・事業の実施にあたっては、大学や事業者団体等の協力機関の状況を踏まえ、協議し行うこと。

・養成講座への受講者募集にあたっては、大学生に負担がかからないように有効な手段を講じること。

・事業間の連携を図り、より一層の相乗効果が見込まれるようにすること。

・認定された大阪府消費者教育学生リーダー及び平成28年度に発足したリーダー会について、将来的には自立して行動し、受託者の支援がなくても自発的・継続的に活動が行われていくことが見込まれるようにすること。

・大学生の活動が、大学等との間で問題となることのないように、また、大学生の活動により誤った情報が発信されないように大学と調整すること。

**７．業務実施上の留意点**

受託者は、事業実施中、必要に応じ、進捗状況を大阪府に報告することとし、目標等の達成が見込めない場合は、大阪府の求めに応じて、原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置をとり、その結果について書面で報告すること。

提案内容については、大阪府と協議を行いながら真摯に履行すること。

なお、本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

本事業の実施にあたり、受託者及び大学生が営利を目的とする事業に参画し又は活用してはならない。

本事業の実施に関連して生じた事故やトラブルについては、受託者の責任と負担においてその一切を処理すること。

**8．報告・分析等**

事業実施にあたっては、大阪府と必要な連携を図ること。

事業の実施効果を測定するため、アンケート等の必要な調査を実施し、その結果を適宜、大阪府に報告すること。

**9．書類の保存について**

全ての証拠書類は令和15年５月末日まで保存しなければならない。

**10．事業完了後、大阪府へ提出するもの**

受託者は、事業終了後、事業報告書及び概要版（A3両面程度）に「大阪府消費者教育学生リーダー会」更新名簿（登録者氏名、所属大学・学部、メールアドレス、卒業の有無が記載されているもの）を添付して大阪府に提出すること（詳細は大阪府と協議すること。）。

**11．その他**

(1)　受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

(2)　契約締結後14日以内かつ事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール含む。）を大阪府へ提出すること。

(3)　事業の実施で得られた成果（著作物等）及びこの成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）、情報（個人情報を含む。）等については大阪府に帰属するものとし、著作物に係る著作者人格権は行使しないこと。

(4)　事業を行うにつき、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合は、当該免許、許可、又は認可を受けている者であること。

(5)　見積りの詳細については、大阪府と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。

(6)　大阪府は特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する。契約締結及び事業実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

(7)　個人情報の取扱いについては、別記特記仕様書「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

なお、個人情報保護の観点から受託者は『誓約書』（別紙１）を提出すること。

≪同特記事項第8（10）に定める個人情報保護のための必要な措置≫

本業務により知り得た個人情報の取扱いは、本業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。受託者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

(8)　その他、事業の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。

(9)　契約に際しては、応募申込書に記載した内容を証する書面の提出を求める場合がある。なお、虚偽の内容があった場合には、契約をしないことがある他、大阪府が被る損害について賠償を請求することがある。

（別　記）

**特記仕様書**

**Ⅰ　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第２　受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３　受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

２　受注者は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

３　作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

（秘密の保持）

第４　受注者は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（教育の実施）

第５　受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（再委託）

第６　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

２　発注者は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７　受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の適正管理）

第８　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

（１）個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録

（２）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管

（３）個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用

（４）定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止

（５）個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置

（６）個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化

（７）個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検

（８）私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止

（９）個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止

（10）その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置

（11）上記項目の従事者への周知

（収集の制限）

第９　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第11　受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

第12　受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（廃棄）

第13　受注者は、この契約に事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（調査及び報告）

第14　発注者は、受注者が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

２　受注者は、発注者の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

（事故発生時における報告）

第15　受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

（契約の解除）

第16　発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

（損害賠償）

第17　受注者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。

第８（１）関係　個人情報管理台帳（例）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 受託業務名 |  |
| 受領年月日 |  |
| 大阪府庁担当部局・担当者名 |  |
| 個人情報が記録されている媒体・数量 | (例)　紙 ○○枚、ＦＤ○○枚 |
| 主たる個人情報の種別 | （例）申請者の氏名・住所・電話番号 |
| 個人情報の保管場所 | （例）○○室内鍵つきロッカー |
| 管理責任者名 |  |
| 作業従事者名・所属部署 |  |
| 作業場所 |  |
| 作業場所からの持出しの有無 | （「有」の場合、持出管理簿等を別途作成） |
| 複写の有無 | （「有」の場合、複写管理簿等を別途作成） |
| 廃棄・返却年月日 |  |
| 備考 |  |

（注）受託事務の内容により、適宜項目の追加・削除を行うこと。